

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

富谷市立あけの平小学校

I ガイドラインの趣旨

新型コロナウイルス感染症に関する最新の動向や知見及び地域の感染状況を踏まえ、感染対策の徹底を図り、学習内容や活動内容を工夫しながら、可能な限り授業や行事等の教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくため、本ガイドラインを策定する。

基本的な感染対策〈学校の新しい生活様式〉の徹底

- 1 3つの密（密集・密閉・密接）を避ける
- 2 人との間隔が十分にとれない場合のマスクの着用
- 3 手洗いなどの手指消毒

II 感染症対策

1 心身の健康観察

(1) 家庭での健康観察

- ① 毎朝、登校前に「体調確認カード」への記入を行うよう保護者に依頼する。
- ② 体調不良の場合は、学校を休ませよう保護者に依頼する。

(2) 学校での健康観察

- ① 児童は、教室入口で体調確認カード提出し、担任がチェックする。
- ② カードを忘れたり、記入や押印がなかったりした場合は、教室に入らずに保健室へ行き、担当職員による検温・体調確認を受け、異常がなければカードを受け取り教室へ入る。
- ③ 学級担任等は、これまでの朝の健康観察に加えて、一日を通して児童の健康状態に細心の注意を払う。
- ④ 発熱や風邪の症状（咳・のどの痛み・だるさ・息苦しい等）、その他体調不良の症状がある場合は、保護者に連絡し、家庭で休養させる（早退）よう、保護者に周知する。
- ⑤ 保健室は、けがや健康相談等での来室もあるため、エリアを分けて、発熱等で早退する児童を待たせる。

(3) 心のケア

- ① 心理的なストレスを抱えている児童へは、担任や養護教諭が中心となって状況を的確に把握し、きめ細やかに対応する。必要に応じて、教育相談やスクールカウンセラーによる面談・支援を行うなどのサポート体制を整え、心の健康問題に適切に対応する。
- ② 登校時、教室に入れない児童がいた場合は、学習室等で個別に対応する。

2 基本的な感染症対策の徹底

(1) 教室の換気の徹底

- ① 窓、出入り口の扉を対角線上に2カ所開け（吸気と排気）、空気の流れを作る。また、年間を通して扇風機を活用する。冷暖房使用時も、常時換気とする。

- ② 気温が低い場合は、暖房や衣類で調節する。
 - ③ 休み時間ごとに（5分～10分程度）、窓や出入り口を広く開けて換気する。
- (2) 児童同士の距離の確保
- ① 座席間を可能な限り離して配置（40～50cm程度）し、児童同士の距離を確保する。
 - ② 机を寄せてのグループ活動は、配置を工夫したり、時間を区切ったりする。
- (3) 手洗いの徹底について
- ① 正しい手洗いの仕方を指導し、手洗いの徹底を行う。
 - ② 手洗い場の使用場所を学年で割り当てる。密を避けるために、学年間で使用するタイミングを図る。

《手洗い場使用割り当て》 ※ 特別教室の鍵は開けておく。

1年生：1階西トイレ・トイレ前水飲み場	2年生：2階中央トイレ・家庭科室
3年生：3階中央トイレ（家庭科室）	4年生：理科室
5年生：3階西トイレ・トイレ前水飲み場	6年生：1階中央トイレ・図工室
ふたば・・・2階西トイレ，トイレ前水飲み場	

- (4) 校内の消毒
- 教室やトイレ等で、多くの児童が手を触れる場所は、1日1回以上消毒する。
- ※教室のドアノブ、蛇口、トイレのドアノブ、トイレのレバーやボタン、昇降口のドア、階段の手すり、外遊びで使った物等。
- (5) 教具・用具について
- ① できる限り、教具・用具の共用を避ける。
 - ② 教具・用具を共用した授業の後には、必ず手を洗う。
- (6) 児童による清掃時の留意点
- ① マスクを着用して不要な接触は避け、距離を保ちながら清掃するよう指導する。
 - ② 窓を開けて清掃する。
 - ③ 清掃後は、必ず手を洗う。
 - ④ トイレ掃除の児童は、ディスポの手袋を使用する。
- (7) 給食時の留意点
- ① 給食の配膳・片付け時の留意点
 - ・担任は、給食当番の健康チェックをする。
 - ・給食当番は、配膳の前に手洗いを徹底し、消毒をする。
 - ・給食当番以外の児童も手洗い・消毒をし、清潔を保ったまま配膳を待つ。
 - ・配膳や片付けで並ぶ際は、十分な間隔を空ける（1グループごと）。
 - ・食べる直前までマスクを着用する。

② 給食時の座席について

- ・机を向かい合わせやグループにしない。
- ・教室内の換気を適宜行う。

(8) 教職員（非常勤職員を含む全職員）の感染症対策

- ① 教職員もマスクを着用し、手洗いを徹底する。
- ② 出勤前に検温及び健康観察を行い、出勤時に「教職員健康確認表」に記入する。
- ③ 新型コロナウイルスに感染した場合は特休、発熱や風邪の症状がある場合は年休、濃厚接触者に特定された場合は特休、その他必要に応じて在宅勤務になる場合もある。

(9) 児童の出欠の扱いについて

① 出席停止として扱うもの

- ・本人に発熱やかぜの症状がある場合
- ・同居家族に発熱やかぜの症状がある場合
- ・感染の疑いがある人（PCR 検査対象者を含む）と接触があった場合
- ・濃厚接触者に特定された場合
- ・感染が判明した場合

② 別の原因が明確な体調不良及び家庭の事情等は、欠席とする。

(10) 基礎疾患等のある児童について

- ① 医療的ケアを必要とする児童等については、地域の感染状況を踏まえ、主治医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態に基づき個別に登校の判断をする。
- ② 基礎疾患等があることにより、重症化するリスクが高い児童については、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をする。
- ③ 登校させない場合は、家庭学習を行うこととし、出席停止扱いとする。

Ⅲ 教育活動

1 休み時間等について

休み時間終了後、手洗いを徹底する。

2 各教の指導について

各教科の指導においても、教職員（支援員等を含む）・児童はマスクを着用し、ガイドラインに示す感染症対策を講じる。しかし、対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動とその対応については、次のとおりである。なお、県内の感染状況が【レベル3】となった場合には、これらの活動は行わない。

(1) 音楽科

- ① 狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする。

- ② リコーダーや鍵盤ハーモニカを使用する際は、間隔を空けて対面せず演奏する。使用する際は、唾の拭き取り専用のハンカチ（ペーパータオル）を持参させ、ビニール等に入れて持ち帰らせる。

（２）家庭科

- ① 調理などの実習について、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、衛生管理をより一層徹底する。

（３）体育科

- ① 熱中症予防の観点から、運動時はマスクを外してもよいこととする。
- ② 児童が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする運動については、年間指導計画の順序の変更を検討する。また、密集せずに距離を保ちながらできる運動を取り入れる等の工夫をする。

（４）各教科等に共通する確認事項

- ① 共用の教材、教具、情報機器等を触る前後は手洗いを徹底する。

３ その他

本校では、水筒の持参を許可している。感染予防のための手洗いで、水飲み場が混雑するため、家庭から水筒を持参するよう協力を求める。

なお、水筒の中身は、原則「水」か「麦茶」とする。暑い時期（～９月まで）は、熱中症対策として飲用する場合は、スポーツドリンクや経口補水液も可とする。ただし、スポーツドリンクはカロリーが高く、塩分濃度も高めなので、ある程度水で薄めて水筒に入れることを勧める。

参考文献

- ・文部科学省 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン
- ・文部科学省 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関する Q & A
- ・大郷小学校 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン